

## 5-2. 河川敷地占用許可制度

H16-

### (河川敷地占用許可準則第 22～26)

#### I. 制度の背景・目的

- 従来、河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体・公益事業者等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきました。
- 平成 16 年 3 月の通知で、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の特例措置が設けられ、河川局長（現、水管理・国土保全局長）が指定した区域に限り、広場やイベント施設等を設置することが認められました。ただし、社会実験としての措置であり、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体については、公的主体に限定されていました。

（国土交通省事務次官通知「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（国河政第 98 号、平成 16 年 3 月 23 日）

- 平成 23 年 3 月の準則一部改正により、この特例措置が一般化され、全国の河川管理者が指定した区域で当該措置を実施できるようになるとともに、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体として民間事業者等も認められることになりました。

（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国河政第 135 号、改正平成 23 年 3 月 8 日）

- また、平成 28 年 5 月の準則一部改正により、民間事業者がオープンカフェ等のために河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3 年以内」から「10 年以内」へと延長しました。

（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国水政第 33 号、最終改正平成 28 年 5 月 30 日）

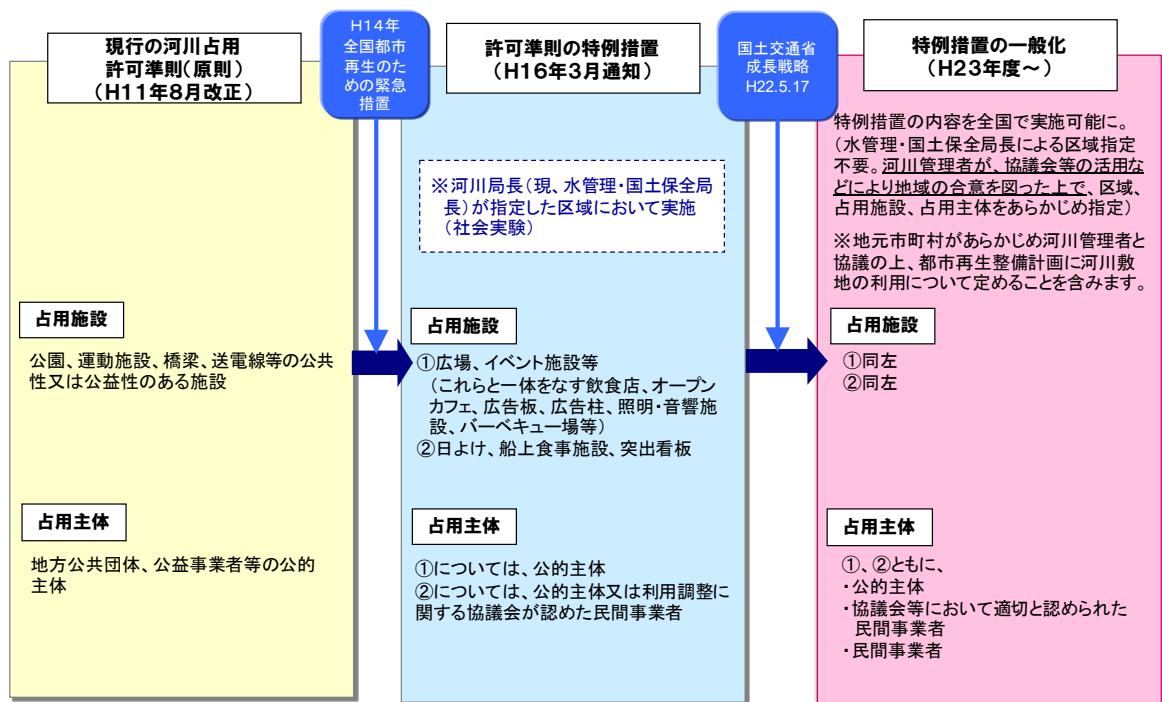
#### II. 制度の概要

- 河川管理者が、地域の合意を図った上で「都市・地域再生等利用区域」を指定し、あわせて占用方針及び占用施設の占用主体を定めます。
- この「都市・地域再生等利用区域」においては、
  - 占用施設：広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による占用が認められます。
  - 占用主体：公的主体（国・地方公共団体、特別法に基づく法人等）に加え、民間事業者等（特定非営利活動法人、権利能力なき社団などを含む。）も認められます。
- 河川管理者は、「都市・地域再生等利用区域」を指定する際には、地域の合意を図る必要がありますが、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について位置付けられていることなどにより、地域の合意が図られていると捉えることが可能とされています。

### III. 制度活用のメリット

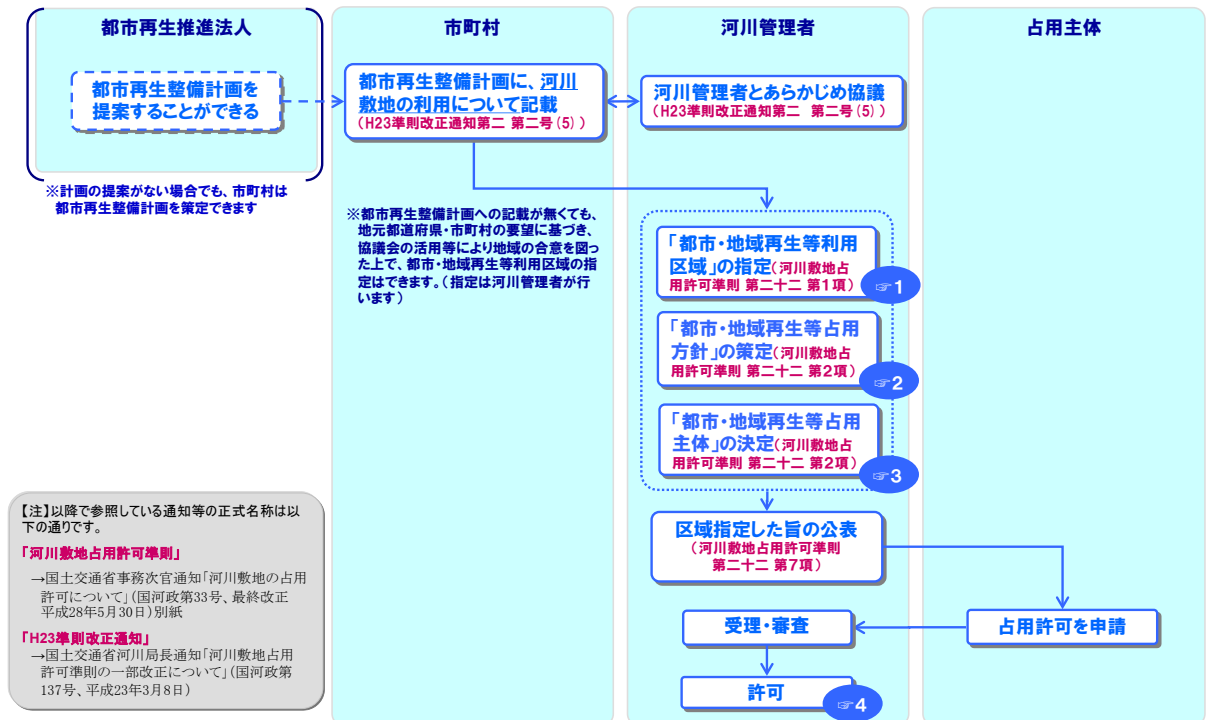
- 河川管理者にとっては、河川敷地を開放することにより、水辺空間の管理等に民間の力を借りることができます。
  - 河川管理者は占有主体が公的占有主体である場合、当該占有主体が施設使用者から得た利用料収入を、占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全・創出をを図るための費用に充てることを、条件として付すこととしています。
- 市町村にとっては、河川空間を有効活用することで、まちににぎわいを創出することができます。
- 都市再生推進法人等にとっては、活動のための費用を確保することができます。
  - 河川敷地占有許可を受けて事業を実施して得た収益は、水辺空間の管理のほか、まちづくりのためのさまざまな活動（まちづくり団体の運営経費含む）に充てることができます。

#### 河川敷地の占有に関する規制緩和について



出所：国土交通省報道発表(平成23年3月8日) 参考資料1「河川空間のオープン化について」に一部加筆。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/river03\\_hh\\_000301.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000301.html)

## IV. 制度活用の手続き



### 1 「都市・地域再生等利用区域」の指定

- 治水上・利水上の支障等を生じることがない区域であることが必要です。(準則第二十二 第6項)
- 公平性・公益性の確保の観点から、河川管理者の判断のみで指定するのではなく、地域の合意が図られていることが求められます。地域の合意を確認する方法としては、例えば以下が想定されます。(以下の全てを行う必要はありません。いずれかの方法が採られていれば、地域の合意を確認することができると考えられます)(準則第二十二 第5項、H23 準則改正通知第二の二 (5))
  - 河川敷地の利用調整に関する協議会(河川管理者、地方公共団体等で構成)を組織し、検討を行い、地域の合意を図ること
  - 地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること
  - 地元市町村の同意が得られていること など

## 2 「都市・地域再生等占用方針」の策定

- 占用方針には、占用許可を受けることができる施設と、その許可方針を定める必要があります。  
(準則第二十二 第3項)

### ① 占用許可を受けることができる施設

- 広場、イベント施設、遊歩道 (準則第二十二 第3項第一号~第三号)
- 船着場、船舶係留・上下架施設 (斜路を含む) (準則第二十二 第3項第四号・第五号)
  - 当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準に該当するもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- (上記施設と一体をなす) 飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等 (準則第二十二 第3項第六号、H23 準則改正通知第二の二(3))
- 日よけ、突出看板、川床 (準則第二十二 第3項第七号・第九号・第十号)
  - 堤内側のビル・家屋等から河川に突出しており、当該建築物と一体的に適正に管理されるもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- 船上食事施設 (準則第二十二 第3項第八号)
  - 船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行い、出水時には河川敷地外に移動する等、河川管理上支障のないもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- その他都市及び地域の再生等のために利用する施設 (これと一体をなす準則第二十二 第3項第六号に掲げる施設を含む) (準則第二十二 第3項第十一号)
  - 上記の施設は例示であり、その他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も占用許可を受けることができる施設に含むものとする

### ② 占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針

- 施設に共通の (又は施設ごとの) 特性等を踏まえた占用許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めます。 (H23 準則改正通知第二の二(2))

## 3 「都市・地域再生等占用主体」の決定

< 占用許可を受けることができる者 >

### ① 従来の占用主体 (公的占用者) (準則第六、準則第二十二 第4項第一号)

- 国又は地方公共団体
- 特別な法律に基づき設立された法人 (日本高速道路保有・債務返済機構、都市再生機構、地方公社等)
- 国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

- 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 市街地開発事業を行う者、又は、当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者
- 河川水面の利用調整に関する協議会等で、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者
  - 当該公的占用主体は、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む)を選定し、使用契約を締結して、占用施設を使用させることができます。(準則第二十五 第1項)
    - ✓ 使用契約では、使用の具体的内容、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項等を定めます。(準則第二十五 第4項)
  - 河川管理者は、当該公的占用主体に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占有許可をする場合には、以下の条件を付すものとします。(準則第二十五 第2項、H23 準則改正通知第二の二(4))
    - ✓ 施設使用者に占有施設を使用させる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること(占有主体は、使用契約の内容を河川管理者に報告する必要あり)
    - ✓ 施設使用者から施設利用料を得る場合には、その収入を、占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用(イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占有施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含む)に充てること
    - ✓ 施設利用料の徴収・活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数、報告すること

②「河川敷地の利用調整に関する協議会等」において適切と認められた、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む) (準則第二十二 第4項第二号)

- 地域の合意が確認できれば、協議会以外の方法(都市再生整備計画での位置付け、地元市町村の同意など)でも構いません。

(H23 準則改正通知第二の二(4))

③営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む) (準則第二十二 第4項第三号)

- 占有許可にあたって、公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占有許可を行うことになるため、河川管理者自らが利用調整(地域の合意を図ることを含む。)を行うとともに、将来にわたる施設の適正な管理を担保する必要があります。(H23 準則改正通知第二の二(4))

## 4 河川敷地占用の許可

- 占有の許可の期間は、上記①～③のいずれにおいても10年以内。(占有の態様等を考慮して適切なものとする必要がある) (準則第二十四)
- 都市再生推進法人は公的占有者(「国又は地方公共団体の許認可を受けて公益性のある事業又は活動を行う者」として、上記①に該当すると考えられます。



参考：河川敷地占用許可制度を適用した場合のイメージ

**許可準則の特例措置 (H16年3月通知)**

- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施した。
- 道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島県)等の区域で限定的に実施された。

**特例措置の一般化 (H23年度～)**

**特例措置の内容を全国で実施可能に**

- ※ 水管理・国土保全局長による区域指定不要。
- ※ 河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定。

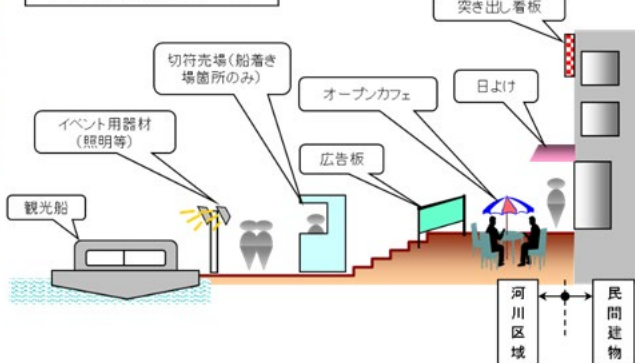
国土交通省成長戦略  
H22.5.17

**規制緩和の内容**



**道頓堀川 (大阪市)**  
大阪市による川の両岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせて民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催(社会実験として実施)

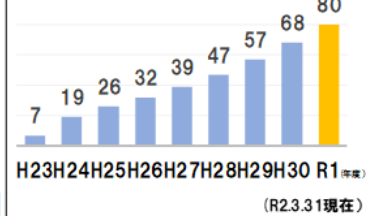
**河川空間利用のイメージ**



**河川敷地占用許可準則の概要**

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。(河川空間のオープン化)
- 平成28年には、民間事業者等が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長した。

**河川空間のオープン化  
活用実績数(累計)**



**オープン化が適用される要件**

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

**都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設**

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

**河川空間利用のイメージ**



**河川空間のオープン化の事例**

オープンカフェ (広島市・京橋川)バーベキュー広場 (埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

参考：かわまちづくり支援制度

- 市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を進め、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すため、「かわまちづくり」の登録を行い、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援する制度。
- 具体的には、この制度の登録した「かわまちづくり計画」に沿った河川整備を行う事業については、河川環境整備のための河川管理者の実施する事業が、予算配分の対象となることが要綱に明示されているため、まち空間と河川空間とが一体となった整備を行うことが可能となります。

### 【概要】

- 河川から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

【ソフト支援】 優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

【ハード支援】 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

### 【実施事例】



管理用通路を活用したフットパス(最上川)



水辺のオープンカフェ(那珂川)

### 【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



### 【民間事業者と河川管理者が連携した取組】

(民間事業者と連携した水辺整備の例)

- ・民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路(散策路)の整備
- ・民間事業者による船着場の整備に併せ、河川管理者が高水敷整正、護岸、坂路等を整備

かわまちづくり支援制度に関するHP <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>